



昭 国 協 第 〇 号
令 和 2 年 2 月 〇 日

昭島市長 白 井 伸 介 殿

昭島市国民健康保険運営協議会
会 長 下 田 初 穂

昭島市国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額の改定について（答申）

令和2年1月17日付け昭保保指第305号をもって市長から諮問のあった標記の件について、本協議会は審議を行った結果、下記のとおり答申する。

記

昭島市国民健康保険税の課税限度額については、地方税法の改正に伴う地方税法施行令が改正されることを踏まえ、基礎課税額は63万円とし、介護納付金課税額を17万円とされたい。

施行日は、令和2年4月1日とする。